

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 24 (99. 4. 30)

事務局 TEL 0584-78-4119

大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

「徳山ダム裁判」いよいよ開始

3月1日・住民訴訟を提訴しました→新聞記事参照

3月14日・原告団発足集会を行いました→新聞記事参照

3月16日・行政訴訟を提訴しました→新聞記事参照

5月19日初公判 午前10時30分 岐阜地裁

原告の冒頭陳述があります

2つの裁判は別件ですが、「関連事件」として同一の日程で進められます。2件とも原告冒頭陳述が、5分程度認められました。住民訴訟＝三浦真智・代表世話人、行政訴訟＝上田武夫・代表世話人が冒頭陳述を行います。

当日は、午前10時頃に岐阜地裁前に集まり、公判後近くの弁護士会館で記者発表を兼ねた報告集会を行う予定です。初公判に出席・傍聴可能な方は事務局にご一報下さい（多い場合は抽選も考えられます。その場合は集合時間が早まります）。

3月14日集会の様子

3/15 岐阜新聞

揖斐郡藤橋村の徳山ダム建設に反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は十四日、大垣市室本町の市サイトピアセンターで集会を開いて原告団を発足させ、十六日に土地収用法に基づいて、徳山ダム建設の



行政訴訟など徳山ダム裁判に向けて決意表明をする原告団の代表ら＝大垣市室本町、市サイトピアセンター

事業認定取り消しを求める行政訴訟を岐阜地裁に起こすことを決めた。原告団は、同会が展開している水没地の共有地トラスト運動参加者のうち県内在住者を中心に、愛知、神奈川など県外在住者も含む五十七人。また今月一日にはすでに、同会会員ら四十三人が、県の徳山ダム建設費負担金の支出差し止めを求める住民訴訟を岐阜地裁に起こしている。

集会には、同会会員や一般市民ら約六十人が参加。原告団発足に至るまでの経過説明の後、利水問題や事業認定処分について、住民訴訟と行政訴訟の二つの徳山ダム裁判の持つ意味について弁護士らと共に考え、続いて原告団世話人らが決意を表明した。

徳山ダム
事業認定

57人で原告団発足

取り消し求めあす提訴

1999.3.15(4/19)

次回運営委

5/15 (土) 午後1時から

於：事務局

4月16日／広瀬司さん敗訴 控訴を決意

広瀬司さんは、裁判所の判断が納得できないと、控訴の意向を明らかにしました。

元村民が敗訴

徳山ダム 移転補償 住居撤去せず違反 岐阜地裁

水資源開発公団が岐阜県揖斐郡藤橋村に建設中の徳山ダム建設に移り、公団が「移転補償費を払ったのに旧住居の建物を撤去しないのは契約違反」として旧徳山村（藤橋村に合併）の元村民広瀬司さん（67）＝同県本巣郡本巣町文珠＝に建物の撤去を求めた訴訟で、岐阜地裁大垣支部の中村謙二郎裁判官は十六日、原告の主張を全面的に認める判決を言い渡した。

判決によると、旧徳山村門入に住んでいた広瀬さん

「雪のない季節だけ、移転先から移り住んでいた。裁判では、広瀬さんは「公団職員が虚偽の口約束をして私から印鑑を受け取り、契約書に押印した。移転の合意はなかった」と主張。これに対し、中村裁判官は判決で「被告が主張する事実は認めがたく、契約は成立した」とした。

広瀬さんは判決後「判決で、自分で取り壊すよう言い渡されたが、その力はない。家がなくなっても徳山で暮らしたい」と話した。

水資源開発公団からの「協議要求」→公開協議要求へ

3月から水資公団は、共有トラスト参加者に対して「協議に応じて下さい」攻勢をかけています。「4月1日から28日までの間に協議したい。3月25日までに返事を寄越せ」という一方的な手紙を送りつけ、返事をしないでいると、4月5日から、公団職員によるしつこい電話・訪問などが始まりました。運営委としては「公開の協議」を求める以下のような申し入れを行いました。

申入書 1999年4月27日

水資源開発公団中部支社徳山ダム建設所
所長 山口温朗 様

(集団協議参加者の 氏名 住所 列記)

私たちは、岐阜県揖斐郡藤橋村大字徳山字村平616-2に土地の所有権を共有する者です。私たちに対して、3月以来、貴公団から、再三の協議の申し入れがありました。「任意交渉」と言いながら、貴公団の(1)「4月1日から4月28日まで」と協議の日を区切り、かつその返答の期限まで指定してくる、(2)「その期間は多忙で応じられない」という返答には「では交渉拒否ですね」と、「交渉拒否」回答を引き出すことを目的としているとしか思えない対応をする、などの、高圧的かつ無礼な態度、本質的に協議への誠意を示さない態度には、強い不快感を覚えます。

私たちは、事業の公共性に大きな疑問を抱いているので簡単に譲渡には応じられないのであって、協議そのものを否定しているわけではありません。是非、事業について、十分な説明と、私たちの持つ多くの疑問についての納得できる回答を頂きたく存じます。ついては、以下のような形で、協議したく存じます。

1. 上記列記の者が集団で協議に応じ、公開の場で協議する。
2. 日時、場所などは、私たちと貴公団との話し合いで決める。
3. 必要に応じ、回を重ねて協議を行う。
4. 上記の者以外の地権者が集団協議に参加することを歓迎する。

以上、申し入れます。

なお、この申し入れへの文書でのご回答があるまでの間、貴公団側からの電話・訪問などの「協議の要求」は中止されるよう強く要求します。

2月23日／公団、収用委に裁決申請

4月26日／岐阜県収用委員会第1回審理が開かれる

徳山ダム

強制収用へ裁決申請

水資源公団 未買収用地1カ所

岐阜県揖斐郡藤橋村に建設される徳山ダム建設に、収用委員会の審理で公団と地権者双方が主張を展開する。

裁決申請が出されたのは、本体工で水没する可能性があるあるダム建設予定地土流の約六分の土地、百五十人の地権者の共有地で、このうち男性一人と買収交渉が未解決となっている。水資源開発公団中部支社

「今後、裁決申請がなされたら」と申請の理由を説明。一方、地権者側から歩み寄りがあれば対応するが、公団側から任意の買収交渉を行うことはないと強い姿勢を示した。

裁決の手続きは今後、早ければ数日以内に藤橋村事務所と地権者の意見聴取を行う予定である。



徳山ダム 水資源開発公団が岐阜県の木曾川水系由宇川上流で建設を進めている総貯水庫六億六千万立方メートルの最大の目的ダム。国内最大級の多目的ダム。総事業費は二十五億四千九百一十九万七千七百三十三円。一九五七（昭和三十）年に計画がスタート、水没予定地などの徳山村（藤橋村に合併）住民四百六十六世帯が移転。建設の公団で行われる。

取する審理が行われる。審理には通常、半年ほどかかるという。徳山ダムの事業用地約千四百拾のち、九七％約千三百五十拾はすでに買収済み。未買収地は、約五十拾（地権者約三百人）あり、この中には、市民グループ百八十八人がラストマイルを行って、土地も含まれる。今年秋にも始める。

測量の不当性訴える

徳山ダム 収用委 第1回審理で地権者

岐阜県藤橋村に水資源開発公団が建設している徳山ダム用地の強制収用問題で、同県収用委員会（会長・端元博保弁護士）の第一回審理が二十六日、同県庁で行われた。公団側が事業計画の概要や裁決に至った経緯を説明したのに対し、地権者の同県本県内の男性（五十歳）が公団の土地境界測量の不当性を主張した。収用委に裁決申請されたのは、ダム工事により水没する可能性のある共有地六拾。収用委は五月三十一日に、現地調査を行う。

徳山ダム 裁決申請



話し合い 収用委審理の場合へ

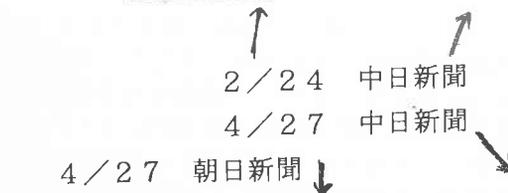
岐阜県揖斐郡藤橋村の徳山ダムの建設工事で、水資源開発公団が二十三、四、収用委員会に、未買収地の裁決申請に踏み切ったこと、で、時代錯誤だ」と強く反発。両者の対立は解けないまま、収用委員会の審理に話し合いの場は移るとい

「円滑解決を目指しているが、交渉による早期の解決は困難と判断した。水資源開発公団中部支社の樋口淳美副支社長は、苦案の選択だったことを強調。一方、平成十九（二〇〇）年度内に徳山ダムを完成させる必要がある」と同

規定路線といことをどうとかが、交渉による早期の解決は困難と判断した。地元自治体は「裁決申請ははやむを得ない」という懸念を一致している。同県の橋原拓知事は「懸命な努力の末のやむを得ない判断。安全で安心できる市民の暮らしを守られることを願っている」とい

ダム建設に反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」の近藤ゆり子事務局長は「徳山ダムに

公共性はない。強硬的手段で事業を進めるのは時代錯誤だ」と怒りを露にする。また、収用委員会の審理も強制収用へ向けた一連の動きにすぎないとして、公平性にも疑問を投げかける。同会は来月一日、岐阜県建設負担金を一般会計から支出したのは地方財政法に違反するなどとして行政訴訟を起す予定で、同月中旬には、建設費の事業認定取り消しを求めた訴訟も起すこととしている。



土地収用巡り 初審理を開く

徳山ダム計画 水資源開発公団が岐阜県藤橋村で建設中の徳山ダム（端元博保会長）は二十六日、未買収の土地の収用裁決を求める公団の申請を受け、第一回審理を県庁で行った。公団関係者十二人と、買収に応じていない地権者の郵便局長の男性（五十歳）一人が出席。傍聴席には、ダム建設の反対派は

じめ約五十人が詰めかけた。この日は、主に公団側が事業の必要性和申請にいたった経緯を説明。目標とする二〇〇七年度中の完成に欠かせない今年の本体掘削工事に向け、「土地の早期取得が必要だ。早い時期の裁決を望む」と、強制収用への強い意欲を示した。土地の境界を明らかにするため、収用委員は五月三十一日に現地調査する。過去の例では、裁決は早ければ半年で出される見出し

近藤ゆり子・大垣市議選落選

徳山ダムを巡る動きが急展開しているこの間、2ヶ月以上「やめよ！徳山ダム」を発行できず、ご迷惑をおかけし、大変心苦しく思います。

ご存じの方も多いかと思われますが、事務局責任者の私・近藤ゆり子が、大垣市議選に立候補したという事情で、事務局が休眠状態になり、普段日常的に運動を担って頂いている方々も選挙にかかりきってしまう状態でした（その間、三浦真智さんにかかなりの部分を背負ってもらいました）。

結果は以下のように惨敗でした。

大垣市議会議員選挙	投票者数	75727	投票率	65.81%
近藤ゆり子	落選	得票数 773	38名中37位（議員定数32）	

総括については、様々な観点もあるかと思いますが、まずは候補者の至らなさを、深くお詫びいたします。

「何人かの労組・政党丸抱え以外は、地域ボスに推されてしか出られない」とされているこれまでの地域締めつけの市議会議員選挙にうんざりしている層の批判的浮動票を取り込むというのが当初からの戦略でした。そういう層も3%くらいは存在するだろう、と。しかし773票は、ほとんど選対で固有名詞で掌握できる固定票です。他の候補に浮動票を流れたという形跡もなく（新人で当選したのは確実に引退議員の地盤を引き継いだ者だけ）、浮動票はどこにも存在しなかった、ということです。

「徳山ダムができる、大垣の水が高くてまずくて危険なものになる＝大垣のおいしい地下水源を守る」「情報を隠す市政、なれあいの市議会を変え、情報公開と市民参加の大垣を」と政策を訴えて、毎日、街頭演説を数十カ所（多い時は70カ所くらい）して歩く選挙でした。聴衆の反応は非常に良かったと思っていましたが、投票には結びつかず、「そよ風」も起こすことができませんでした。

マスコミ3社が写真まで用意して「当選記事」の予定稿を書いている中での惨敗でした（親類、近所のオジサンなど運動や政策とは関係のない顔見知りの評価では「落選」の声も大きかった。結局はそちらが正しかったわけです）。選挙運動中、他の全陣営が「近藤陣営を警戒している」と何度も耳にしました。しかし、その「存在感」は結局、他の候補陣営の引き締め役に役立ってしまったようです。

「大垣市」の「市議選」の実態とその変化（全国的な変化が大垣市においてどうなのか）の判断を間違えていた、戦略そのものが違っていたということでしょう。

何が何でも徳山ダムを作ろうとしている梶原岐阜県知事と小倉大垣市長は、大喜びというところでしょう。結果的に徳山ダム建設中止に向けた運動に逆風をもたらしてしまったという面は否定できません。皆様には、大変申し訳なくしております。

同時に、この選挙を通じて、「初めて問題を知った、何とかしていかなくては」とおっしゃる方も出てきました。地域での運動の輪を広げるべく、今後とも努力いたします。

事務局・近藤ゆり子

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

郵便振替：00800-7-31632 事務局 大垣市本町2-27
TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp
URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

